(下線部分は改正部分)

改 正 後

水利施設等保全高度化事業実施要領

平成30年3月30日付け29農振第2703号

最終改正 令和4年4月1日付け3農振第2924号

第1 「略]

第2 事業の内容

1~3 「略]

4 要綱第2の農村振興局長が別に定める事業とは、要綱第2の1の水利施設整備事業(別紙1の第2の11 簡易整備型を除く。)又は要綱第2の2の畑地帯総合整備事業と一体となる農業水利システムの範囲で実施する農村地域防災減災事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知。以下「防災減災要領」という。)要領別表1の事業区分の欄の1の事業(以下「防災減災事業」という。)とする。なお、本事業で実施する防災減災事業の運用については、防災減災要領要領別紙2から10まで及び別紙17から19までに定めるところによるものとする。

5~7 [略]

第3 「略]

第4 採択要件

- 1 第2に掲げる事業の採択要件については、それぞれの運用に定めるところによるほか、水利施設整備事業及び畑地帯総合整備事業については、次に掲げる要件を満たすものとする。
- (1) (2) 「略]
- (3) 第3の1(3)の水管理省力化区分により事業を実施する場合にあっては、水管理の省力化や維持管理の低コスト化、省エネルギー化や再生可能エネルギー利用等に資するものであること。
- (4) 第3の1(4)の洪水調節機能強化区分により事業を実施する場合にあっては、既存ダムの洪水調節可能容量の増大<u>や水田貯留機能の向上</u>等、洪水調節機能の強化に資するものであること。

2 「略]

第5~第11 「略]

現 行

水利施設等保全高度化事業実施要領

平成30年3月30日付け29農振第2703号

最終改正 令和3年4月1日付け2農振第3723号

第1 「略]

第2 事業の内容

1~3 「略]

4 要綱第2の農村振興局長が別に定める事業とは、要綱第2の1の水利施設整備事業(別紙1の第2の10 簡易整備型を除く。)又は要綱第2の2の畑地帯総合整備事業と一体となる農業水利システムの範囲で実施する農村地域防災減災事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知。以下「防災減災要領」という。)要領別表1の事業区分の欄の1の事業(以下「防災減災事業」という。)とする。なお、本事業で実施する防災減災事業の運用については、防災減災要領要領別紙2から10及び別紙17までに定めるところによるものとする。

5~7 [略]

第3 「略]

第4 採択要件

- 1 第2に掲げる事業の採択要件については、それぞれの運用に定めるところによる ほか、水利施設整備事業及び畑地帯総合整備事業については、次に掲げる要件を満た すものとする。
- (1) (2) 「略]
- (3) 第3の1(3)の水管理省力化区分により事業を実施する場合にあっては、水管理の省力化や維持管理の低コスト化等に資するものであること。
- (4) 第3の1(4)の洪水調節機能強化区分により事業を実施する場合にあっては、既存 ダムの洪水調節可能容量の増大等、洪水調節機能の強化に資するものであること。

2 「略]

第5~第11 「略]

)		(様式1)	
מל	○○地区 水利施設等保全高度化整備計画 日価値化区分・農地集積促進区分・水管理省力化区分・洪水調節機能強化区分)	(高付加伯	○○地区 水利施設等保全高度化整備計画 価値化区分・農地集積促進区分・水管理省力化区分・洪水調節機能強化区分)
項概要		事 項 1. 地区の概要	- 地区名:
	所在地:地区面積:		所在地:地区面積:
おけり地の		2. 地区におけ る農用地の 現次及び間 題点	- 地区費用地の現及及び問題点 - 整備状況 (前歷事業等)
:おけ の仮 	· 作付作物、土地利用体系、作業体系等	3. 地域におけ る農業の扱 異方向	· 作付作物、土地利用体系、作業体系等
に応じ 方針 載)	(高付加価値化区分) ・高付加価値化に向けた取組方針 ※高収益作物の導入・生産拡大、加工・販売、販路開拓、新商品の開発、プランド化(環境保全型農業の取組を含む。) 等の方針を記載 ※後継者、新規参入者、雇用故農者の確保・肯成や集落営農組織等におけるオペレータ、その他の雇用機会の確保等の方針を記載(青年就農給付金等の施策の活用を計画している場合には、その貸も記載)	4. 方針 (区分に応じ た取根方針 等を記載)	(高付加価値化区分) ・高付加価値化に向けた取組方針 ※高収益作物の導入・生産拡大、加工・販売、販路開拓、新商品の開発、プランド化(環境保全型農業の取組を含 む。)等の方針を記載 ※後継者、新規参入者、雇用就農者の確保・育成や集落営農組織等におけるオペレータ、その他の雇用機会の確保 等の方針を記載(青年就農給付金等の施策の活用を計画している場合には、その背も記載)
	(農地集種配客区分) ・担い手への農地集種に向けた取組方針等		(農地集積促進区分) ・担い手への農集集積に向けた取組方針等
	担い手数 担い手の経営等農用地 担い手農地利用集積率 尚積 (ha) (%)		担い手数 担い手の経営等農用途 担い手農地利用集積率 両積 (ha)
	事業開始時		事業開始時
	生産基盤整備事業等の完了時 増加ポイント		生産基盤整備事業等の完了時 増加ポイント
	(水管理者力化区分) - 水管理者力化区分) - 水管理者力化への取組方針 - ※交融となっている施設の管理状況、水管理の省力化方針、維持管理コストの低減への取組方針 - ※否エネルギー化ペ 再生可能エネルギー利用への取組方針等を記載 - 国営関連地区の場合は関連する国営事業を記載		(水管理者力化区分) ・水管理者力化への取組方針 ※文庫となっている施設の管理状況、水管理の者力化方針、維持管理コストの低減への取組方針等を記載 ・国営間連地区の場合は関連する国営事業を記載
	(決木関熱機能強化区分) ・決木関熱機能の強化 <u>や水田貯留機能の向上</u> に向けた取組方針 ※治水協定の締結状況及び治水協定の内容等、淡木関熱機能の強化に向けた整備内容 <u>、水田貯留機能の向上に向けた 取起</u> 等について記載		(洪水関節機能強化区分) ・洪水関節機能の強化に向けた取組方針 ※拾水脇定の締結状況及び拾水協定の内容等、洪水関節機能の強化に向けた整備内容等について記載
を整整 内容	- 基盤整備計画	5. 生産基盤整 備の内容	- 基盤整備計画
	李荣植		事業権
	事業別面積(ha)		事業別面積(ha) 偏考
	- 第方		(B)
夏の		6. 背農支援の 体制	

(下線部分は改正部分)

別記1・別記2 [略]

別表 1

新設事業 (農業用用排水施設の新設) 及び更新事業 (農業用用排水施設の変更又は廃止) の分類

	事業	色の内容					
事業の分類	新設事業	更新事業					
	(農業用用排水施設の新設)	(農業用用排水施設の変更又は廃止)					
水利施設整備	基幹水利	施設整備型					
事業	農業用水	再編対策型					
	地域用水	機能増進型					
	流域水質保	全機能増進型					
	排水対	策特別型					
		基幹水利施設保全型					
		水利施設集約再編型					
	低炭素農業水	利システム構築型					
	洪水調節	i機能強化型					
	農地集	積促進型					
	簡易整備型						
畑地帯総合整	畑地帯絲	総合整備型					
備事業	畑地帯総合整	2備中山間地域型					
	高収益作	物導入促進型					
	高収益	作物転換型					
実施計画策定	_	_					
事業							

別記1・別記2 [略]

別表 1

新設事業 (農業用用排水施設の新設) 及び更新事業 (農業用用排水施設の変更又は廃止) の分類

	事業	の内容					
事業の分類	新設事業	更新事業					
	(農業用用排水施設の新設)	(農業用用排水施設の変更又は廃止)					
水利施設整備	基幹水利	施設整備型					
事業	農業用水	再編対策型					
	地域用水機能増進型						
	流域水質保全機能増進型						
	排水対策特別型						
		基幹水利施設保全型					
		水利施設集約再編型					
	洪水調節機能強化型						
	農地集積促進型						
	簡易整備型						
畑地帯総合整	畑地帯総	総合整備型					
備事業	畑地帯総合整備中山間地域型						
	高収益作物導入促進型						
	高収益作物転換型						
実施計画策定	_	_					
事業							

(下線部分は改正部分)

別表 2 事業内容			
区分	事業種類	事業内容	備考
1 農業生産基盤整備	(1)~(10) [略]	[略]	
事業	(11)_低炭素施設整 備事業	高効率設備の導入や 既存施設の統廃合等 による省エネルギー 化、小水力等の再生 可能エネルギー利用 のための整備	
2 [略]	[略]	[略]	[略]
3 [略]	[略]	[略]	[略]
4 農業経営高度化 支援事業	(1) [略] (2)農業経営高度化 促進事業	[略]	[略]
	ただまま ア 産地形成促進事 業	高収益作物の導入・促 進に向けた支援	高収益作物導入促進型、畑地帯総合整備型※1、畑地帯総合整備中山間地域型※1に限る
	イ [略] ウ 中心経営体農地 集積促進事業 (3) [略]	[略] ① [略] ②水田の樹園地化の 促進支援(高収益作物 転換加算)※ <u>2</u> 「略]	[略] [略]
5 [略]	[略]	[略]	[略]

※1 畑地帯総合整備型又は畑地帯総合整備中山間地域型において、産地形成促進 事業を活用する場合は、高収益作物を新たに導入する面積が2へクタール(中山 間地域等にあっては1へクタール)以上となること。

※2 高収益作物転換加算を活用する場合は、水田の樹園地化を行う面積が2~クタール(中山間地域等にあっては1~クタール)以上となること。

別表 2 事業内容			
区分	事業種類	事業内容	備考
1 農業生産基盤整備	(1)~(10) [略]	[略]	
事業			
学 未	(新設)	(新設)	
2 [略]	[略]	[略]	[略]
3 [略]	[略]	[略]	[略]
4 農業経営高度化	(1) [略]	[略]	[略]
支援事業	(2)農業経営高度化		
	促進事業		
	ア産地形成促進事	高収益作物の導入・促	高収益作物導入促進
	業	進に向けた支援	型に限る
	イ 「略]	「略〕	「略]
	ウ 中心経営体農地	① [略]	[略]
	集積促進事業	②水田の樹園地化の	==
		促進支援(高収益作物	
		転換加算)※	
	(3) [略]	[略]	[略]
5 [略]	[略]	[略]	[略]

(新設)

則主 9 東紫内宏

※ 高収益作物転換加算を活用する場合は、水田の樹園地化を行う面積が2~クタール (中山間地域等にあっては1~クタール) 以上となること。

(下線部分は改正部分)

別主 9				則主り			
別表 3	1		<u> </u>	別表 3	<u> </u>	1	1
区 分 [略]	基 準 [略]	助成割合	助成額	区 分 [略]	基 準 [略]	助 成 割 合 [略]	助 成 額
6 烟地帯総合整備型又は畑地帯総合整備中山間整備型産地形成促進事業※1 [略]※2 [略]	高収益作物の作付面 積の増加割合 5パーセント以上 6パーセント未満 7パーセント未満 7パーセント未満 8パーセントよ 9パーセント未満 9パーセント未満 10パーセント以上	基 本 0.0625 0.0750 0.0875 0.1000 0.1125 0.1250	生産基盤整備事業等の総事業費に左記の助成割合を乗じた金額を限度額とする。	(新設) ※1 [略] ※2 [略]			

(下線部分は改正部分)

別表4 (採択要件)			
区 分	現 況	基準	要件
1 農地集積促進型	40 パーセント未満	50 パーセント以上と なること	担い手農地利用集積 率が左記のように増
別紙1第4の9の	40 パーセント以上	10 パーセントポイン	加することが確実と
(1) に定める集積率	50 パーセント未満	ト以上増加すること	見込まれること
要件	50 パーセント以上	60 パーセント以上と	
	55 パーセント未満	なること	
	55 パーセント以上	5パーセントポイン	
	90 パーセント未満	ト以上増加すること	
	90 パーセント以上	95 パーセント以上と	
	95 パーセント未満	なること	
	95 パーセント以上	担い手への利用集積	
		が図られること	
2 畑地帯総合整備型	20 パーセント未満	30 パーセント以上と	担い手農地利用集積
又は畑地帯総合整備	20 21 1711111	なること	<u>率</u> が左記のように増
中山間地域型のう	20 パーセント以上	10 パーセントポイン	加することが確実と
ち、調査・調整事業	50 パーセント未満	ト以上増加すること	見込まれること
を実施する場合	50 パーセント以上	60 パーセント以上と	
	55 パーセント未満	なること	
別紙2第4の1の	55 パーセント以上	5パーセントポイン	
(2)のイの <u>集積率要</u>	90 パーセント未満	ト以上増加すること	
<u>件</u>	90 パーセント以上	95 パーセント以上と	
	95 パーセント未満	なること	
	95 パーセント以上	担い手への <u>利用集積</u>	
		が図られること	

別表4 (採択要件)			
区分	現 況	基 準	要件
1 農地集積促進型	40 パーセント未満	50 パーセント以上と なること	担い手農地利用集積 率が左記のように増
別紙1第4の9の (1) に定める集積率	40 パーセント以上 50 パーセント未満	10 パーセントポイント以上増加すること	加することが確実と 見込まれること
要件	50 パーセント以上 55 パーセント未満	60 パーセント以上と なること	
	55 パーセント以上 90 パーセント未満	5 パーセントポイン ト以上増加すること	
	90 パーセント以上 95 パーセント未満	95 パーセント以上と なること	
	95 パーセント以上	担い手への利用集積 が図られること	
2 畑地帯総合整備型 又は畑地帯総合整備	20 パーセント未満	30 パーセント以上と なること	<u>担い手農地利用集約</u> 率が左記のように増
中山間地域型のうち、調査・調整事業	20 パーセント以上 50 パーセント未満	10 パーセントポイント以上増加すること	加することが確実と 見込まれること
を実施する場合	50 パーセント以上 55 パーセント未満	60 パーセント以上と なること	
別紙2第4の1の (2)のイの集約率要	55 パーセント以上 90 パーセント未満	5 パーセントポイン ト以上増加すること	
件	90 パーセント以上 95 パーセント未満	95 パーセント以上と なること	
	95 パーセント以上	担い手への <u>集約化</u> が 図られること	

(下線部分は改正部分)

別紙1 (水利施設整備事業に係る運用)

第1 「略]

第2 事業の内容

水利施設整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。

1~6 「略]

7 水利施設集約再編型

用排水施設整備事業を実施するものであって、国営造成施設又は都道府県営造成施設の老朽化等による機能低下がみられる地区において、<u>国営造成施設、都道府県営造成施設及び国営造成施設又は都道府県営造成施設と一体的に行う団体営事業により造成された</u>農業用用排水施設の集約・再編を伴う整備を行い、農業水利ストックの適正化に資するもの

8 低炭素農業水利システム構築型

農業水利施設等の省エネルギー化や再生可能エネルギー利用を図るものであって、下記の事業を実施するもの。

- (1) 別表2の生産基盤整備事業の事業種類の欄の(11)に掲げる事業を行うもの
- (2) 用排水施設整備事業を実施するものであって、(1)の事業と一体的に実施するもの
- 9 洪水調節機能強化型
 - (1) 洪水対策型

別表2の生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)、(9) 又は(10) に掲げる事業のうち1以上を実施するものであって、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」(令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定)に基づく治水協定の締結が完了している又は当該年度中に締結される見込みがある水系に存在する農業用ダム(以下「治水協定ダム」という。)及び治水協定ダム等と連動した操作が必要不可欠な施設における洪水調節機能の強化に資する対策事業を実施するもの

(2) 流域治水推進型

用排水施設整備を実施するものであって、水田貯留機能の向上に向けた取組を 行う地域において、老朽化した用排水機場、用排水路、調整池等の農業水利施設 の一体的な整備を行い、流域治水の取組の推進に資するもの

10 農地集積促進型

「略]

11 簡易整備型

「略]

第3 事業実施主体

水利施設整備事業に係る要綱第4の農村振興局長が別に定める者は以下のとおり。

別紙1 (水利施設整備事業に係る運用)

第1 「略]

第2 事業の内容

水利施設整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。

1~6 「略]

7 水利施設集約再編型

用排水施設整備事業を実施するものであって、国営造成施設又は都道府県営造成施設の老朽化等による機能低下がみられる地区において、農業用用排水施設の集約・再編を伴う整備を行い、農業水利ストックの適正化に資するもの

(新設)

8 洪水調節機能強化型

別表2の生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)、(9) 又は(10) に掲げる事業のうち1以上を実施するものであって、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」(令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定)に基づく治水協定の締結が完了している又は当該年度中に締結される見込みがある水系に存在する農業用ダム(以下「治水協定ダム」という。)及び治水協定ダム等と連動した操作が必要不可欠な施設における洪水調節機能の強化に資する対策事業を実施するもの

(新設)

9 農地集積促進型

[略]

<u>10</u> 簡易整備型 「略]

第3 事業実施主体

水利施設整備事業に係る要綱第4の農村振興局長が別に定める者は以下のとおり。

(下線部分は改正部分)

- 1 第2の1から7まで<u>及び9の(2)</u>の事業については都道府県(第2の $\overline{6}$ (2)の事業については都道府県又は市町村)
- 2 第2の8<u>及び9の(1)</u>の事業については都道府県、市町村、土地改良区又は土地改 良区連合
- 3 第2の<u>10</u>の事業については、都道府県(指導事業の事業実施主体は、都道府県、 都道府県土地改良事業団体連合会又は土地改良区、調査・調整事業の事業実施主体 は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等、農業経 営高度化促進事業及び耕地利用高度化推進事業の事業実施主体は、都道府県、市町村 又は土地改良区とする。)
- 4 第2の<u>11</u>の事業については都道府県、市町村、土地改良区、土地改良区連合又は 都道府県知事が適当と認める者

第4 事業の採択要件

水利施設整備事業に係る要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。

1~6 [略]

- 7 水利施設集約再編型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。
 - (1) 受益面積がおおむね 100 ヘクタール (田以外の農用地を受益地とするものについてはおおむね 20 ヘクタール) 以上であること。

 $(2) \sim (4)$ 「略]

(削る)

- 8 <u>低炭素農業水利システム構築型の実施に当たっては、省エネルギー化や再生可能</u> エネルギー利用に向けた低炭素農業水利システム整備計画を策定すること。
- 9 洪水調節機能強化型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1) 洪水対策型

- <u>ア</u>治水協定の締結が完了している又は当該年度中に締結される見込みがある水 系で実施すること。
- 1 治水協定ダムの洪水調節に利用可能な容量を増大させること又は事前放流等の円滑な実施に必要な施設整備であること。
- ウ 別表2の1の(10) 緊急水管理システム整備事業の実施に際しては、河川管理者にデータを提供するための機器の整備に限ることとし、その対象は、治水協定により新たに整備を要するダムであること。
- 工 本事業を令第50条第1項第1号の2に掲げる都道府県営事業として実施する場合における、同号の農林水産大臣が定める基準は、第4の6の(4)に掲げるものとする。

(2) 流域治水推進型

<u>ア</u> 受益面積がおおむね 200 ヘクタール (田以外の農用地を受益地とするものに ついてはおおむね 100 ヘクタール) 以上であること

- 1 第2の1から7の事業については都道府県(第2の6(2)の事業については都道府 県又は市町村)
- 2 第2の8の事業については都道府県、市町村、土地改良区又は土地改良区連合
- 3 第2の9の事業については、都道府県(指導事業の事業実施主体は、都道府県、都道府県土地改良事業団体連合会又は土地改良区、調査・調整事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等、農業経営高度化促進事業及び耕地利用高度化推進事業の事業実施主体は、都道府県、市町村又は土地改良区とする。)
- 4 第2の 10 の事業については都道府県、市町村、土地改良区、土地改良区連合又は 都道府県知事が適当と認める者

第4 事業の採択要件

水利施設整備事業に係る要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。

1~6 「略]

- 7 水利施設集約再編型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。
 - (1) 受益面積がおおむね 100 ヘクタール以上であること。

 $(2) \sim (4)$ 「略]

(5) 本事業を令第50条第1項第1号の2に掲げる都道府県営事業として実施する 場合における、同号の農林水産大臣が定める基準は、第4の6の(4)に掲げるも のとする。

(新設)

- 8 洪水調節機能強化型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。
 - (1) 治水協定の締結が完了している又は当該年度中に締結される見込みがある水系で実施すること。
 - (2) 治水協定ダムの洪水調節に利用可能な容量を増大させること又は事前放流等の 円滑な実施に必要な施設整備であること。
 - (3) 別表 2 の 1 の (10) 緊急水管理システム整備事業の実施に際しては、河川管理者にデータを提供するための機器の整備に限ることとし、その対象は、治水協定により新たに整備を要するダムであること。
 - (4) 本事業を令第50条第1項第1号の2に掲げる都道府県営事業として実施する場合における、同号の農林水産大臣が定める基準は、第4の6の(4)に掲げるものとする。

(下線部分は改正部分)

- <u>イ</u> 受益面積の5割以上で水田貯留機能の向上に向けた取組が実施又は実施見込 みであること
- ウ 以下のいずれかを満たす地域で実施すること
- (7) 流域治水プロジェクト (次に掲げる通知に基づき策定・公表又は推進する「流域治水プロジェクト」をいう。) が策定若しくは改定された水系又は 事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの
 - ① 流域治水プロジェクトの推進について(令和2年6月10日付け国水河計第16号・国水環第26号・国水治第30号・国水下事第19号・国水下流第12号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知)
 - ② 二級水系における流域治水プロジェクトの推進について(令和2年10月27日付け国水河計第39号・国水環第61号・国水治第85号・国水下事第38号・国水下流第26号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知)
- (1) 治水協定の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見 込みの水系で実施するもの
- (ウ) 地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの
- 10 農地集積促進型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。
 - (1) 受益面積の合計がおおむね 20 ヘクタール (中山間地域等にあっては 10 ヘクタール) 以上であること。
 - (2) 第2の10の(1)又は(2)の事業の完了時において、担い手農地利用集積率が、事業開始時(別表2の農業経営高度化支援事業のうち、高度土地利用調整事業を生産基盤整備事業の開始年度以前に先行して実施している場合にあっては、当該高度土地利用調整事業の開始時。以下同じ。)に比べ別表4に示すとおり増加することが確実と見込まれること。
 - (3) 中心経営体農地集積促進事業を実施する場合にあっては、集積地域整備計画に 定める目標年度において中心経営体集積率が55%以上となること。
- 11 簡易整備型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。 $(1) \sim (3)$ 「略]
- 第5 計画の作成

水利施設整備事業に係る要綱第7の1の農村振興局長が別に定める書類とは、次に定めるとおりとする。

1~5 「略]

6 低炭素農業水利システム構築型

事業実施主体は、第2の8の事業を実施する場合には、別記様式第12号により、 低炭素農業水利システム整備計画を作成するものとする。また、長寿命化対策を併せ て行う場合については、別記様式第6号の機能保全計画の概要を作成するものとす

- 9 農地集積促進型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。 (新設)
 - (1) 第2の9の(1)又は(2)の事業の完了時において、担い手農地利用集積率が、事業開始時(別表2の農業経営高度化支援事業のうち、高度土地利用調整事業を生産基盤整備事業の開始年度以前に先行して実施している場合にあっては、当該高度土地利用調整事業の開始時。以下同じ。)に比べ別表4に示すとおり増加することが確実と見込まれること。
 - (2) 中心経営体農地集積促進事業を実施する場合にあっては、集積地域整備計画に 定める目標年度において中心経営体集積率が55%以上となること。
- $_{10}$ 簡易整備型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。 $_{(1)}\sim (3)$ 「略

第5 計画の作成

水利施設整備事業に係る要綱第7の1の農村振興局長が別に定める書類とは、次に定めるとおりとする。

1~5 「略〕

(下線部分は改正部分)

る。

7 洪水調節機能強化型

- (1) 事業実施主体は、第2の<u>9の(1)</u>の事業を実施する場合には、別記様式<u>第13号</u>により洪水調節機能強化計画を作成するものとする。
- (2) 都道府県知事は、第2の9の(2)の事業を実施する場合には、別記様式第14号により流域治水推進整備計画を作成するものとする。
- 8 農地集積促進型

都道府県知事は、農地集積促進型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、令第50条第5項の集積地域整備計画を作成するものとする。

- (1) (2) 「略]
- (3) 集積地域整備計画の様式は、別記様式第15号によるものとする。
- (4) 農業経営高度化支援事業

農地集積促進型において、 $\frac{\hat{\mathbf{g}} \ 2 \ 0 \ 10 \ 0 \ (3) \ 0 \ | \mathbf{g} \ | \mathbf{g} \ |$ 農業経営高度化支援事業を行うときは、事業実施主体は別記様式 $\frac{\hat{\mathbf{g}} \ 16 \ | \mathbf{g} \ |}{\mathbf{g}}$ により農地集積促進計画を作成するものとする。

9 簡易整備型

簡易整備型に係る要綱第7の1の農村振興局長が別に定める書類とは、別記様式 第17号による水利施設整備計画とする。

第6 計画の変更等

次に定める変更があった場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。 1・2 「略]

- 3 事業実施主体は、低炭素農業水利システム構築型(法律補助を除く。) において、次に定めるいずれかに該当する場合は第5の6の低炭素農業水利システム整備計画を変更すること。
 - (1) 新たに施設を追加する場合又は施設を対象外とする場合
 - (2) 物価又は労賃の変動によるもの以外の事業費の10パーセント以上の増減(公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。)
- 4 事業実施主体は、洪水調節機能強化型(法律補助を除く。)において、次に定めるいずれかに該当する場合は第5の7の洪水調節機能強化計画を変更すること。 (1)・(2) 「略]
- 5 都道府県知事は、農地集積促進型において、第5の8に定める集積地域整備計画の変更があった場合には、地方農政局長等にその旨を報告するものとする。
- 6 事業実施主体は、簡易整備型において、次に定める変更があった場合は、第5の9の水利施設整備計画を変更するものとする。
 - (1) (2) 「略]

6 洪水調節機能強化型

事業実施主体は、第2の8の事業を実施する場合には、別記様式<u>第12号</u>により洪水調節機能強化計画を作成するものとする。

(新設)

7 農地集積促進型

都道府県知事は、農地集積促進型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、令第50条第5項の集積地域整備計画を作成するものとする。

- (1) (2) 「略]
- (3) 集積地域整備計画の様式は、別記様式第13号によるものとする。
- (4) 農業経営高度化支援事業 農地集積促進型において、農業経営高度化支援事業を行うときは、事業実施主 体は別記様式第14号により農地集積促進計画を作成するものとする。

8 簡易整備型

簡易整備型に係る要綱第7の1の農村振興局長が別に定める書類とは、別記様式 第15号による水利施設整備計画とする。

第6 計画の変更等

次に定める変更があった場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。 $1 \cdot 2$ [略]

- 3 事業実施主体は、洪水調節機能強化型(法律補助を除く。)において、次に定めるいずれかに該当する場合は第5の6の洪水調節機能強化計画を変更すること。 (1)・(2) 「略]
- 4 都道府県知事は、農地集積促進型において、第5の7に定める集積地域整備計画 (別表2の区分の欄の4農業経営高度化支援事業を行う場合にあっては、農業経営 高度化計画を含む。) の変更があった場合には、地方農政局長等にその旨を報告す るものとする。
- 5 事業実施主体は、簡易整備型において、次に定める変更があった場合は、第5の8の水利施設整備計画を変更するものとする。
 - (1) (2) 「略]

(下線部分は改正部分)

第7 事業の達成状況報告

水利施設整備事業に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

- 1 都道府県知事は、排水対策特別型においては、事業完了後速やかに別記様式 第18 号により水田利活用の実績について報告するものとする。
- 2 都道府県知事又は市町村長は、基幹水利施設保全型(法律補助を除く。)においては、事業実施年度の翌年度の6月末日までに別記様式<u>第19号</u>により事業実施結果を報告するものとする。
- 3 洪水調節機能強化型のうち流域治水推進型においては、流域治水推進整備計画に 定める目標年度の翌年度の6月末日までに別記様式第20号により行うものとする。
- 4 農地集積促進型においては、集積地域整備計画又は農地集積促進計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式第21号により行うものとする。
- 5 簡易整備型に係る達成状況報告は、事業実施年度の翌年度の6月末日までに別記様式第22号により行うものとする。

第8 その他

1 第2の6、8、9の(1) 及び 11 の事業及び別表2の区分2から4までの事業については、法による土地改良事業以外の事業として実施できるものとしているので留意されたい。

$2 \sim 5$ [略]

第7 事業の達成状況報告

水利施設整備事業に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

- 1 都道府県知事は、排水対策特別型においては、事業完了後速やかに別記様式<mark>第 16</mark> 号により水田利活用の実績について報告するものとする。
- 2 都道府県知事又は市町村長は、基幹水利施設保全型(法律補助を除く。)においては、事業実施年度の翌年度の6月末日までに別記様式第17号により事業実施結果を報告するものとする。

(新設)

- 3 農地集積促進型においては、集積地域整備計画又は農地集積促進計画に定める目標 年度の3月末日までに、別記様式第18号により行うものとする。
- 4 簡易整備型に係る達成状況報告は、事業実施年度の翌年度の6月末日までに別記様式第19号により行うものとする。

第8 その他

1 第2の6、8及び <u>10</u>の事業及び別表2の区分2から4までの事業については、法 による土地改良事業以外の事業として実施できるものとしているので留意されたい。

$2 \sim 5$ [略]

\bigcirc	水利施設等保全高度化事業実施要領	(平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知)	一部改正新旧対照表	
			(下	線部分は改正部分)

		式第1号~	第95	를 [略]					
別	記様	式第 10 号			t 45 不信引	正 如 無			
				3	長約再編計	凹の似安			
		集約再編							1
		の考え方							
	_	44-20 A S		Mr. Dark tin	10 44 TO	Mr Darler Mile			_
	2	施設名和	5	造成時期 (完成)	受益面積 (ha)	造成事業	造 主		
	現況	○○機場						O m²/s	_
	施		-						_
	設の	△△機場						Om³/s	
	概	□□水路							
	要	××水路							_
			-						_
			+						_
	3	44-20, 6 S	£-	-1.00c	20. H- T- 0	K (1)			_
	集約	施設名和	4	対策 更新	受益面和	(ha)		E要諸元 △m²/s	_
	粉後		_	240				△m/s	_
	の施	□□水路		更新					
	設	◎◎水路		新設					
	の概要	××水路		廃止					_
	要								
		Out to the sec	An alle Fr	当該事業		こより整備		評価期間終了時点	
	4	①現況施設 を更新した	総費用	要する 事業費			」「した一部版 設の再整備費	の関連するすべて の施設の資産価額	
	総	場合							_
	費								
	用			当該事業	に 当該事業)	こより整備	耐用年数が約	· 評価期間終了時点	_
		②施設の集	総費用		される施設	及びすべて	了した一部施	の関連するすべての体験の容音無額	

※「2現況施設の概要」及び「3集約後の施設の概要」については必要に応じて行を追加

う場合

別記様式第 1 号~第 9 号 [略] 別記様式第 10 号

集約再編計画の概要

	集約再編 の考え方								
2	施設名和	尔	_	成時期 (完成)	受益i (ha		ž	造成事業	主要諸元
現況	○○機場								O m³/s
施設の	△△機場								O m³/s
の概	□□水路								
要	××水路								
3 集約	施設名利	东		対策	受	益面積	(ha)		要諸元
後	○○機場			更新					∆m³/s
の施設	□□水路			更新 新設					
の概要	××水路			廃止					
4 総費	①現況施設 を更新した 場合		州	当該事業 要する 事業費	され	る施設			評価期間終了時点 の関連するすべて の施設の資産価額
用	②施設の集 約再編を行 う場合	総費	用	当該事業 要する 事業費	され	る施設			評価期間終了時点 の関連するすべて の施設の資産価額

※「2現況施設の概要」及び「3集約後の施設の概要」については必要に応じて行を追加

										(下線部分は改正部分
記様式第 11	号 [略]							別記様式第 11 号	号	[略]
記様式第 12		区 低炭素農業	業水利	リシステ	ム整備計	<u>画</u>		(新設)		
也区名			层	3名						
<u>『道府県</u>			事	業主体						
係市町村	関係土地改良			業費		工期				
			<u>ha</u>	壬	<u>#</u>	~	<u>年度</u>			
!域指定等		·	'		•					
記況 (事業の必要性)	_(省エネルギ-	一化や再生可能エ	ネルギ	一利用を	行う背景や	目的を記載)	-			
ゴエネルギー と、再生可能エ ペルギー利用の 双組方針	(高効率設備) 一の利用によっ	の導入による省エ る、低炭素農業水	ネルギ (利シス	一化や小	水力発電施 築に向けた	設等の再生可 整備の概要を を構の概要を	<u>]能エネルギ</u> <u>:記載)</u>			
施設整備の概要	<u>名称</u>	主要諸元	<u>新設/</u> 変更	<u>受益</u> 面積	基本事業計 造成工期	画 <u>*1</u> 造成工事費	整備内容			
(記載例)	○○排水機場		<u>変更</u>	<u>ha</u>	<u>年度</u> ~	<u>手円</u>	<u>高効率ポン</u> プへの更新			
	○○発電所		新設	=	=	=	<u>小水力発電</u> 施設の新設			
	〇〇用水路		<u>変更</u>	<u>ha</u>	<u>年度</u> ~	壬巴	併せ行う長 寿命化対策 ※2			
				基本事業計	画 ^{※1}		I .			
<u>維持管理対象施</u> <u>設^{※3}の概要</u>	<u>名称</u>	主要諸元	<u>受益</u> <u>面積</u> ※3	造成工期	造成工 事費	維持管理費朝	減等の内容			
(記載例)	○○排水機場		<u>ha</u>	<u>年度</u> ~	<u>千円</u>	・省エネルキ 維持管理費の・余剰電力の施設の維持管) <u>軽減</u>)売電収益を			
	〇〇用水機場		<u>ha</u>	<u>年度</u> ~	<u>手円</u>	・○○小水力発電電力を放・余剰電力の施設の維持管	1発電施設の 設に供給。 0売電収益を			

事業実施前の年間エ	ネルギー使用量	事業実施前の単位当たり:	エネルギー使用量
電力、燃料等	エネルギー使用量	電力、燃料等	エネルギー使用量
<u>kWh</u>	<u>kl</u>	<u>kWh</u>	
<u>目標①:省エネルギー化</u>	の場合**4		
年間エネルギー使用	量に対する削減量	単位当たりエネル	ギー使用量の削減量
電力、燃料等	エネルギー使用量	電力、燃料等	エネルギー使用量
<u>k</u> //	<u>h</u> .	k I kWh	
目標②: 再生可能エネル	ギー利用の場合**4		
発電電	<u>計力量</u>	エネルコ	<u>デー活用量</u>
	<u>k</u> l	<u>Wh</u>	
►種協議状況 ^{※5}		-	
3.1生 (加 6枚 1人 ル)し			
発電施設の予定管理者			
なび予定管理方法 ^{※5}			

- ※1 農業水利施設の変更(集約再編に伴う廃止を含む)となる場合に記載 (発電施設の新設の場合は記載不要。)
- ※2 省エネルギー化・再生可能エネルギー利用のための整備に併せて、農業水利施設の長寿命化 対策を実施する場合は、別紙様式第6号の機能保全計画の概要を添付すること
- ※3「発電電力の活用や売電収入が維持管理費に充当される」又は「省エネルギー化による維持管理費の軽減等の恩恵を受ける」全ての施設
- ※4 エネルギー使用量および利用量は原油換算しkl単位で記載。
- ※5 再生可能エネルギー利用の整備を行う場合のみ記載

記様式	4) 10	<u> </u>	洪水	調節	機能	強化:	計画	(洪:	水対策型	の場合)		別記様式	77 14 7	<u>/</u>		3	#水調(節機能強	化計画		
也区名			7777	100 101	יואג חם	טו אנ	局		名	<u> </u>	T	地区名					(7)(199)	T	名		
『道府県	名						事美	美主	体			都道府県	名					事業主	体		
関係市町	村名力	受	益畑	面	積計		受益	E戸数	事	業費	予定工期	関係市町	村名水	受田	益加	前 利	₹ }†	受益戸数	*	業費	予定工具
		h	а	ha	2000	ha		,	F	千円	年度 ~			ha	h	ıa	ha		F	千円	年度
見 (事業の 必要性)			の状況、載する。		調節核	幾能の	強化の	ため	の対策工事	事等の必要	生等について	現 況 (事業の 必要性)			状況、洪する。)	水調節	機能の	強化のため	の対策工事	等の必要性	生等について
合水協定)締結状 ?	締結	(予定	() 年月	日					水系名			治水協定 の締結状 況	締結	(予定)	年月日				水系名		
	名称		主 要	į į	諸	元	受益	面積	造成事業	造成工期	施設管理者		名称	主	要	韶	元	受益面積	造成事業	造成工期	施設管理者
计象施設	00 \$1	有交	、堤高、 助貯水量、 上形式、I	、計画	回洪水	量、余		ha		年度 ~		対象施設	00 \$4	有効則	堤高、地 庁水量、計 形式、取2	计画洪才	、量、余	ha		年度 ~	
无 要	頭首工	二計画	、堤高、 「洪水量、 附帯設位	基础			Ī					概 要	頭首工	計画符	提高、# #水量、基 付帯設備等	基礎、 證					
設整備 - 画	(1) 整備事		重類 用排水施	設			整備	i内容			事業費	施設整備 計 画	(1) 農整備事		類 排水施設	t		整備内容			事業費 千戸
	(2)	堆砂対	策事業								千円		(2) 均	 並 が 対策	事業						千户
		緊急水	管理シス	マテ							千円		(3) 男ム整備		理システ						千円

別記様式	第 14	号 海峡沟	水推進整備	- 1 市		
地区名		<u> </u>	局 名			_
都道府県			事業主体	<u> </u>		
関係市町	++ 17	受 益 面 積	受益戸数	alc	業費	予定工期
美 赤 丁四 /	水					
		<u>ha</u> <u>ha</u> <u>ha</u>	Ē	-	<u>千円</u>	<u>年度</u> ~
現況	artil.	(田んぼダムへの取組状) 性等について具体的に記	兄、流域治水	対策の推進	生のための対	対策工事等の必要
_(事業の必			× 7 0 8 7			
流域治水		策定 (予定) 年月日		水	系名	
治水協定(の締結状	締結 (予定) 年月日		水	<u>系名</u>	
地方自治	本が策定					
する防災に画・協定・	に係る計 への位置	計画・協定への位置 付け(予定)年月日			<u>置付け</u> <u>内容</u>	
<u>付け</u>						
	<u>名 称</u>	主 要 諸 元	受益面積	造成事業	造成工期	施設管理者
対象施設	<u>〇〇</u> 頭首工	形式、堤高、堤長、取水量、計画洪水量、基礎、護床工			<u>年度</u> <u>~</u>	
<u> </u>		式、附帯設備等			_	
	00	形式、実揚程、揚水量、原	五 <u>ha</u>		年度	
概 要	機場	動機、基礎等			\simeq	
施設整備	<u>対</u> 1	象施設	整備内容	Ē		
計 画						

(下線部分は改正部分)

関連事業 の実施状	事業名	<u>地区名</u>		整備内容
<u>沙美施衣</u> <u>況</u>				
水田貯				
<u>留機能</u>	<u>地区</u> [<u> </u>		也区外面積(ha) 目標年度
<u>向上の</u> 取組の	<u>現況</u>		<u>現況</u>	(○○年)
実施面				
<u>積</u>				
水田の雨水則	庁留機能の向上を推進する 活	<u>活動の対象区域図</u>		

(下線部分は改正部分)

別記様式 <u>第 15 号</u> ~ <u>第 19 号</u> [略]	別記様式 <u>第 13 号</u> ~ <u>第 17 号</u> [略]
別記様式 <u>第 20 号</u>	(新設)
番 <u> </u>	
<u>農林水産省○○農政局長</u> 殿 北海道にあっては、農林水産省農村振興局長 殿 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 殿	
据 道 府 県 知 事 名 水利施設等保全高度化事業 洪水調節機能強化型(流域治水推進型)達成状況報告書	
水利施設等保全高度化事業実施要額の別紙1第7の規定により、下記のとおり事業達成状況について 報告します。	
<u>記</u> 事業実施状況	
関係市町柱名 接事業費 受益価値 第工 完工 主な工事内容 個整 生地次長区名 (百万円) (ha) 年度 年度 年度 日本工事内容 日本工	
一体的に実施した	
2 事業達成状況(水田貯留機能向上の取組の実施面積)	
事業実施主任名 地区外の取組正確 (ha) 事業第22 主施前 日間年度 (内中) (開合名) 三、施前 日間年度 (内中) (開合名) (日本会) (日本会) <td></td>	
別記様式 <u>第 21 号</u> 水利施設等保全高度化事業農地集積促進型達成状況報告書 [略]	別記様式第 18 号 水利施設等保全高度化事業農地集積促進型達成状況報告書 [略]

(下線部分は改正部分)

○ 水利施設等保全高度化事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知)一部改正新旧対照表

					(下線部分は改正部分)
別記様式第22号			別記様式第 19 号		
	番 年 月	号 日	3,000		番 号 年 月 日
(都道府県知事経由) 農林水産省○○ 農政局長 殿 北海道にあっては、農林水産省農村振興局長 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長			(都道府県知事経由) 農林水産省○○ 農政局 北海道にあっては、農材 沖縄県にあっては、内閣	木水産省農村振興局長	
	都 道 府 県 知 事 市 町 村 長 土地改良区理事長	名			都 道 府 県 知 事 名 市 町 村 長 名 土地改良区理事長 名
水利施設等保全高度化事業(簡易整備型)達成	状況報告書		水	利施設等保全高度化事業(簡易整備型)	達成状況報告書
水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙1第7の規定により、下て報告します。	デ記のとおり事業達成状況につ	ol,	水利施設等保全高度化 します。	と事業実施要領の <mark>第8</mark> の規定により、下	記のとおり事業達成状況について報告
(別紙)			(別紙)		
地区名 事業概要	更	7	地区名	事業	概要
		7			
		_	,		

(下線部分は改正部分)

別紙2 (畑地帯総合整備事業に係る運用)

第1「略]

第2 事業の内容

畑地帯総合整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。

- 1 畑地帯総合整備型
 - (1) 「略]
 - (2) 令 50 条第 1 項第 11 号に基づく、畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画(以下「高度化整備計画」という。)により事業を実施する場合(以下「担い手支援対策」という。)

ア [略]

イ アの事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)、(4)、(6)、(7)及び(8)並びに別表2の区分の欄の2、3及び4の(2)の事業の事業種類の欄に掲げる事業のうちアの事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するものウ~カ「略

 $2 \sim 4$ 「略]

第3・第4 「略]

第5 計画の作成

畑地帯総合整備事業に係る要綱第7の1の農村振興局長が別に定める書類とは、次に 定めるとおりとする。

 $1 \sim 4$ 「略]

- 5 共涌事項
 - (1) 「略]
 - (2) [略]
 - (3) 農業経営高度化支援事業

以下の場合において、農業経営高度化支援事業を行うときは、事業実施主体は次の計画を作成するものとする。

ア <u>畑地帯総合整備型</u>及び畑地帯総合整備中山間地域型においては、別記様式第7号により農業経営高度化計画を作成するものとする。

イ「略〕

第6 計画の変更等

次に定める変更があった場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。

- 1 | 略
- 2 都道府県知事は、<mark>畑地帯総合整備型</mark>(担い手支援対策)及び畑地帯総合整備中山間地域型(担い手支援対策)(ただし、単独土層改良、単独営農用水及び単独水管理施設

別紙2 (畑地帯総合整備事業に係る運用)

第1 「略]

第2 事業の内容

畑地帯総合整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。

- 1 畑地帯総合整備型
 - (1) 「略]
 - (2) 令 50 条第1項第11号に基づく、畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画(以下「高度化整備計画」という。)により事業を実施する場合(以下「担い手支援対策」という。)

ア [略]

イ アの事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)、(4)、(6)、(7)及び(8)並びに別表2の区分の欄の2及び3の事業の事業種類の欄に掲げる事業のうちアの事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの

ウ~カ 「略]

 $2 \sim 4$ 「略]

第3・第4 「略]

第5 計画の作成

畑地帯総合整備事業に係る要綱第7の1の農村振興局長が別に定める書類とは、次に 定めるとおりとする。

1~4 「略]

- 5 共通事項
 - (1) 「略]
 - (2) 「略]
 - (3) 農業経営高度化支援事業

以下の場合において、農業経営高度化支援事業を行うときは、事業実施主体は次の計画を作成するものとする。

ア <u>畑地帯総合整備事業(担い手育成対策)</u>及び畑地帯総合整備中山間地域型<u>(担い手育成対策)</u>においては、別記様式第7号により農業経営高度化計画を作成するものとする。

イ [略]

第6 計画の変更等

次に定める変更があった場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。

- |略|
- 2 都道府県知事は、<mark>畑地帯総合整備事業</mark>(担い手支援対策)及び畑地帯総合整備中山間地域型(担い手支援対策)(ただし、単独土層改良、単独営農用水及び単独水管理施

(下線部分は改正部分)

を除く。)において、以下に掲げるいずれかの理由により基本計画の変更があった場合 には、その内容を踏まえて高度化整備計画の変更を行うものとする。

 $(1) \sim (4)$ 「略]

3 [略]

第7 事業の達成状況報告

畑地帯総合整備事業に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

1 都道府県知事は、畑地帯総合整備型及び畑地帯総合整備中山間地域型(農業経営高度化支援事業を実施する場合に限る。)においては、生産基盤整備事業等の完了年度の 3月末日までに、別記様式第9号により行うものとする。

 $2 \sim 4$ 「略]

第8 その他

- 1 高収益作物転換型及び別表2の区分2から4までの事業は、法による土地改良事業以外の事業として実施できるものとしているので、留意されたい。
- 2 高収益作物導入促進型及び高収益作物転換型において、農業経営高度化支援事業を実施する場合にあっては、生産基盤整備事業と一体で申請するものとする。
- 3 畑地帯総合整備型及び畑地帯総合整備中山間地域型であって、産地形成促進事業を活用する場合にあっては、都道府県又は産地形成促進事業の事業実施主体は、農業経営高度化計画の内容のうち作付計画の情報について、当該農地が存在する区域を所管する地域農業再生協議会(経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知)の第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会をいう。以下同じ。)に対して、事業採択通知書の交付を受けた後又は農業経営高度化計画の変更を行った後、速やかに情報提供を行うこと。
- 4 高収益作物導入促進型にあっては、都道府県又は産地形成促進事業の事業実施主体は、導入促進整備計画又は産地形成促進事業計画の内容のうち作付計画の情報について、当該農地が存在する区域を所管する地域農業再生協議会に対して、事業採択通知書の交付を受けた後又は導入促進整備計画若しくは産地形成促進事業計画の変更を行った後、速やかに情報提供を行うこと。
- 5 高収益作物転換型にあっては、第3の2に定める事業実施主体は、導入促進整備計画の内容のうち、作付計画の情報について、当該農地が存在する区域を所管する地域農業再生協議会及び水田農業高収益化推進計画の策定主体に対して、事業採択通知書の交付を受けた後又は導入促進整備計画の変更を行った後、速やかに情報提供を行うこと。
- 6 畑地帯総合整備型及び畑地帯総合整備中山間地域型に係る実施計画や換地計画の 策定を行う場合にあっては、農業競争力強化農地整備事業実施要領の別紙2の実施計 画等策定事業に係る運用を適用するものとする。

設を除く。)において、以下に掲げるいずれかの理由により基本計画の変更があった場合には、その内容を踏まえて高度化整備計画の変更を行うものとする。

(1)~(4) 「略]

3 「略]

第7 事業の達成状況報告

畑地帯総合整備事業に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。 1 都道府県知事は、畑地帯総合整備型<u>(担い手育成対策)</u>及び畑地帯総合整備中山間 地域型<u>(担い手育成対策)</u>(農業経営高度化支援事業を実施する場合に限る。)におい

地域型<u>(担い手育成対策)</u>(農業経営高度化支援事業を実施する場合に限る。)においては、生産基盤整備事業等の完了年度の3月末日までに、別記様式第9号により行うものとする。

 $2 \sim 4$ 「略]

第8 その他

- 1 高収益作物転換型及び別表2の区分2から4までの事業は、法による土地改良事業以外の事業として実施できるものとしているので、留意されたい。
- 2 高収益作物導入促進型及び高収益作物転換型において、農業経営高度化支援事業を 実施する場合にあっては、生産基盤整備事業と一体で申請するものとする。 (新設)

- 3 高収益作物導入促進型にあっては、都道府県又は産地形成促進事業の事業実施主体は、導入促進整備計画又は産地形成促進事業計画の内容のうち作付計画の情報について、当該農地が存在する区域を所管する地域農業再生協議会 (経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知)の第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会をいう。以下同じ。)に対して、事業採択通知書の交付を受けた後又は導入促進整備計画若しくは産地形成促進事業計画の変更を行った後、速やかに情報提供を行うこと。
- 4 高収益作物転換型にあっては、第3の2に定める事業実施主体は、導入促進整備計画の内容のうち、作付計画の情報について、当該農地が存在する区域を所管する地域農業再生協議会及び水田農業高収益化推進計画の策定主体に対して、事業採択通知書の交付を受けた後又は導入促進整備計画の変更を行った後、速やかに情報提供を行うこと。
- 5 畑地帯総合整備型及び畑地帯総合整備中山間地域型に係る実施計画や換地計画の 策定又は農村環境計画の策定のための調査・調整等を行う場合にあっては、農業競争 力強化農地整備事業実施要領の別紙2の実施計画等策定事業に係る運用又は別紙4

	(下線部分は改正部分)
7 畑地帯総合整備事業に係る農村環境計画の策定のための調査・調整等を行う場合に あっては、農業競争力強化農地整備事業実施要領の別紙4の農村環境計画策定事業に 係る運用を適用するものとする。 8 令和2年度以前に採択された地区で令和3年度以降も実施する地区のうち、「畑地 帯総合整備中山間地域型」の要件に合致する地区については、「畑地帯総合整備中山間 地域型」として要綱第7の申請及び採択が行われたものとみなす。	(下線部分は改正部分) の農村環境計画策定事業に係る運用を適用するものとする。 (新設) 6 令和2年度以前に採択された地区で令和3年度以降も実施する地区のうち、「畑地帯総合整備中山間地域型」の要件に合致する地区については、「畑地帯総合整備中山間地域型」として要綱第7の申請及び採択が行われたものとみなす。

\bigcirc	水利施設等保全高度化事業実施要領	(平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知)	一部改正新旧対照表	
			(下緩	泉部分は改正部分)

別紙様式第1号~第6号 [略]

別紙様式第7号

農業経営高度化計画

- 1 生産基盤整備事業等の概要 [略]
- 2 高度化支援事業の概要
 - (1) 全体計画 [略]
 - (2) 中心経営体への農地集積・集約化計画

区分	農用地面積 (ha) A	中心経営体の 利用集積面積 (ha) B=C+D+E	中心経営 体の所有 面積 (ha) C	中心経営 体の使用 収益権面積 (ha) D	中心経営 体の基幹 作業受託 面積 (ha) E	中心経営体 の集約化 面積 (ha) F	中心経営体 集積率 (%) B/A	中心経営体 利用集積面 積に占める 集約化率 (%) F/B	助成割合 (%)
事業実施前 (○年度)									
生産基盤整備 事業等完了時 (○年度)									
要件達成確認 時(○年度)									
目標年度 (○年度)									

注1:担い手育成対策のみ記載。

(3) 水田の樹園地化計画

現況の	の農用地面積(ha)		生産基盤整完	了後の目	標年度(○年度)	の農用地面積(ha	1)		
小計	うち畑地面積 (樹園地含 む) (ha)	うち水 田面積 (ha)	水田の樹園 地化面積割 合 (A)=(C)/(B)	小計 (B)	うち畑地面積 (樹園地含 む) (ha)	うち水田面積 (ha)	うち水 (ha) 小計 (C)	(品目)	(品目)

注1: 担い手育成対策において、高収益作物転換加算を活用する場合に記載。

別紙様式第1号~第6号 [略]

別紙様式第7号

農業経営高度化計画

- 1 生産基盤整備事業等の概要[略]
- 2 高度化支援事業の概要
 - (1) 全体計画 [略]
 - (2) 中心経営体への農地集積・集約化計画

区分	農用地面積 (ha) A	中心経営体の 利用集積面積 (ha) B=C+D+E	中心経営 体の所有 面積 (ha) C	中心経営 体の使用 収益権面積 (ha) D	中心経営 体の基幹 作業受託 面積 (ha) E	中心経営体 の集約化 面積 (ha) F	中心経営体 集積率 (%) B/A	中心経営体 利用集積面 積に占める 集約化率 (%) F/B	助成割合 (%)	
事 業実施 前 (○年度)										
生産基盤整備 事業等完了時 (○年度)										
要件達成確認 時(○年度)										
目標年度 (○年度)										

(新設)

(3) 水田の樹園地化計画

現況の)農用地面積(ha)		生産基盤整完	生産基盤整完了後の目標年度 () 年度) の農用地面積 (ha)							
小計	うち畑地面積 (樹園地含 む) (ba)	水田の樹園 地化面積割 合	小計 (B)	うち畑地面積 (樹園地含 む) (ha)	うち水田面積 (ha)	うち水田を樹園地化した面積 (ha)					
	(na)		(A)=(C)/(B)		(na)		小計 (C)	(品目)	(品目)		

注1:高収益作物転換加算を活用する場合に記載。

(下線部分は改正部分)

	当 オロギ	左帝ひィ	×1/ 1. (1+±1.	. तसरी				
(4) 高収益作物の	<u> </u>	年度及(農業生産		· <u> 囲 </u> 完了後から目	標年度(事	業完了後○年	目)	事業完了
	<u>前(R○年</u> <u>廖</u>	基盤整備 事業完了			度の値 S			前から目標年度の
区分	<u> </u>	年度	完了後	完了後	完了後	完了後	完了後	値を減ず
		(R〇年	<u>1年目</u> (R○年	<u>2年目</u> (R○年	3年目 (R ○年	<u>4年目</u> (R○年	<u>5年目</u> (R○年	<u>る</u> <u>T=R-S</u>
農用地面積(ha)	<u>R</u>	度)	度)	度)	度)	度)	度)	
作付面積(裏作含む) <u>A</u>								
烟地化面積 (ha) B=C+D+E								
うち高収益作物作付面積 (ha) C								
代表的な高収益作物名								
うち戦略作物作付面積								
※1 (ha) Dうちその他の畑作物の作								
付面積(ha) E 畑作物に軸足を置いた汎用化面								
積※2 (ha) F=G+H+I+J								
うち高収益作物作付面積 (ha) G								
代表的な高収益作 物名								
うち水稲類作付面積(ha)								
直 うち戦略作物作付面積(h								
<u>a) I</u> うちその他の畑作物の作								
付面積(ha) J 水田等面積※3 (ha)								
<u>K=L+M+N</u>								
うち水稲類作付面積(ha) L								
うち戦略作物作付面積(h a) M								
うちその他の畑作物の作 付面積(ha) N								
高収益作物作付面積計(ha)								
0=C+G 戦略作物作付面積計(ha)								
P=D+I+M 農用地面積に占める高収益作物								
作付面積割合(%) Q=0/A×100								
※1:「戦略作物」とは、経営所 ※2:「畑作物に軸足を置いた別	得安定対策等 用化」とは.	序実施要綱第 畑作物とし	2の6の(1) て麦・大豆だ	に掲げる作物 けではなく [®]	7をいう <u>。</u> F菜等を積極	的に導入し	畑作物から	も高収益を
得られる農業経営を目指す	す水田の畑作	利用をいう。	_		A THIS		ANII WW-D	O IMPORTE C
※3:「水田等」とは、高収益作 ※4:他事業から移行する場合は	、移行後の何	作付面積増加	割合を評価す	トるため、移	行する直近の	0現況作付面	積を入力する	5
※5:完了後1年目から目標年度 注1:産地形成促進事業を活用す	までの項目を	を記載する。						
注2:2年3作等を行う場合にあ	っては、作作	寸面積・作物	を前年・後年	Fのどちらか	に記載。_			

\bigcirc	水利施設等保全高度化事業実施要領	(平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2703 号農林水産省農	矏村振興局長通知)一部改正新旧対照表
			(下線部分は改正部分)

別紙様式第8号・第9号 [略]

別紙様式第10号

- 1 [略]
- 2 事業達成状況
- (1)農地利用集積の推進

ア 担い手への農地利用集積の実績

	農用地面積	担い手の				農用地面積に
区 分	(ha)	利用集積面積	担い手の	担い手の使	担い手の	占める担い手の
1	A	(ha)	所有面積	用収益権	基幹3作業	利用集積率(%)
		B=C+D+E	(ha)	面 積	受託面積	B/A
			С	(ha)	(ha)	
				D	Е	
事業実施前						
計画	()	()	()	()	()	()
○○年度						
まで						

上段():生産基盤整備事業等の完了時、下段:活性化計画目標年度

注1:担い手育成対策のみ記載。

イ 中心経営体への農地集積・集約化の実績

区分	農用地面 積 (ha) A	中心経営 体の利用 集積面積 (ha) B=C+D+E	中心経営 体の所有 面積 (ha) C	中心経営体 の使用収益 権面積 (ha) D	中心経営体 の基幹3作 業受託面積 (ha) E	中心経営体 の集約化面 積 (ha) F	中心経営体 集積率 (%) B/A	中心経営体利 用集積電 占める率 (%) F/B	助成割合 (%)
事業実施前									
計画	()	()	()	()	()	()	()	()	
○○年度まで									

上段():生産基盤整備事業等の完了時、下段:活性化計画目標年度

注1:担い手育成対策のみ記載。

別紙様式第8号・第9号 [略]

別紙様式第 10 号

- 1 [略]
- 2 事業達成状況
- (1)農地利用集積の推進

ア 担い手への農地利用集積の実績

	農用地面積	担い手の				農用地面積に
区分	(ha)	利用集積面積	担い手の	担い手の使	担い手の	占める担い手の
	A	(ha)	所有面積	用収益権	基幹3作業	利用集積率(%)
		B=C+D+E	(ha)	面 積	受託面積	B/A
			С	(ha)	(ha)	
				D	Е	
事業実施前						
計画	()	()	()	()	()	()
○○年度 まで						

上段(): 生産基盤整備事業等の完了時、下段: 活性化計画目標年度

(新設)

イ 中心経営体への農地集積・集約化の実績

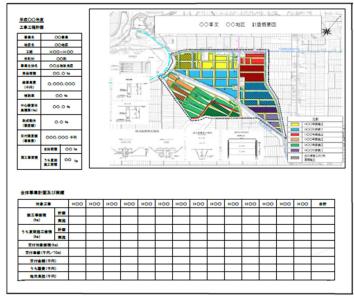
区分	農用地面 積 (ha) A	中 心 経 営 体の利用 集積面積 (ha) B=C+D+E	中心経営 体の所有 面積 (ha) C	中心経営体 の使用収益 権面積 (ha) D	中心経営体 の基幹3作 業受託面積 (ha) E	中心経営体 の集約化面 積 (ha) F	中心経営体 集積率 (%) B/A	中心経営体利 用集積面積に 占める集約化 率 (%) F/B	助成割合 (%)
事業実施前									
計画	()	()	()	()	()	()	()	()	
○○年度まで									

上段():生産基盤整備事業等の完了時、下段:活性化計画目標年度

(下線部分は改正部分)

ウ 農業経営高度化促進事業の実績

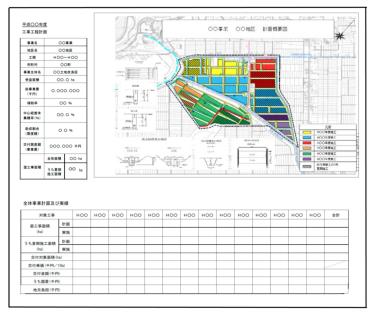
農業経営高度化促進事業において、通年施行により、農用地の集積・集約化の 促進支援をする場合にあっては、下記の工事工程計画を作成する。



注1:担い手育成対策のみ記載。

ウ農業経営高度化促進事業の実績

農業経営高度化促進事業において、通年施行により、農用地の集積・集約化の 促進支援をする場合にあっては、下記の工事工程計画を作成する。



(下線部分は改正部分)

(2) 担い手別農地利用集積方法

		担 い 手 区 分																
農業者権利等の種類		業者 うち認定 農業者			農地所有 適格法人 うち認定 農業者		生產組織 特定農業 団体等			その他法人		今後育成すべき農業者		21				
		iii 81 (hz)	人款	ifii積 (m)	法人数	胡鞭 (n)	法人数	ilii 積 (hu)	組織数	前類 (m)	图粉数	前 利 (w)	法人数	ni 植	人款等	市 河 (ha)	人数等	記載 (ha)
自己所有地																		
賃貸権設定																		
経営受託																		
基幹作業受託																		
21																		

注1:担い手育成対策のみ記載。

注2:担い手の区分欄については、別記1の第1の3の規定に基づいて記載するものとする。

注3: 本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(3) 担い手育成の実績

区分	農業者(人)	うち認定農業者	農地所有 適格法人 (法人)	うち認定農業者	生産組織(組織)	特定農業 団体等 (団体)	その他法人	今後育成す べき農業者 (人等)
計画時								
目 標								
実績(○○年度まで)								

注1:担い手育成対策のみ記載。

(4) 農地利用集積の実績

現況の農	用地面積(ha)		生産基盤整備	生産基盤整備事業等完了時 (○年度) の農用地面積 (ha)									
小計	うち畑地面積 (樹園地含 む) (ha)	うち水田面積 (ha)	水田の樹園 地化面積割 合	小計 (B)	うち畑地面積 (樹園地含 む) (ha)	うち水田面積 (ha)	うち水 (ha)	田を樹園地化	した面積				
	(na)		(A)=(C)/(B)		(na)		小計 (C)	(品目)	(品目)				

注1:担い手育成対策において、高収益作物転換加算を活用する場合に記載。

(2) 担い手別農地利用集積方法

							-	担	V) 3	手	区:	分						
																	l	
権利等	農業者	ř	うち	o de	農地房適格法		うち割	9 de	生産組	織	特定原団体等		その他法人	<u>h</u>	今後すべき農		計	
の種類			農業者		JES TET CE	a/C	農業者				131144-40	r	伍人		~ c p	2米省		
	人数	面積	人数	面積	法人数	面積	法人数	面積	組織数	面積	団体数	面積	法人数	面積	人数等	面積	人数等	
		(ha)		(m)		(ha)		(ha)		(ha)		(ha)		(ha)		(ha)		(ha)
自己所有地																		
賃貸権設定																		
経営受託																		
基幹作業受託																		
81																		

(新設)

注1:担い手の区分欄については、<u>別紙2-1の第2の3</u>の規定に基づいて記載するものとする。

注2: 本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(3) 担い手育成の実績

区分	農業者 (人)	うち認定農業者	農地所有 適格法人 (法人)	うち認定 農業者	生産組織(組織)	特定農業 団体等 (団体)	その他法人	今後育成す べき農業者 (人等)
計画時								
目標								
実績(○○年度まで)								

(新設)

(4) 農地利用集積の実績

現況の農	用地面積(ha)		生産基盤整備	生産基盤整備事業等完了時 (○年度) の農用地面積 (ha)									
小計	うち畑地面積 (樹園地含 む) (ha)	うち水田面積 (ha)	水田の樹園 地化面積割 合 (A)=(C)/(B)	小計 (B)	うち畑地面積 (樹園地含 む) (ha)	うち水田面積 (ha)	うち水 (ha) 小計 (C)	(品目)	(品目)				

(5) 高収益作物導入の実績					(新設)		
区分	事業実施 <u>前(R○年度)</u> <u>※4</u> R	<u>目標年度</u> (R○年度) <u>S</u>	事業完了前から目標年 度の値を滅ずる <u>T=R-S</u>				
農用地面積(ha)	_						
作付面積(裏作含む) A							
畑地化面積(ha) B=C+D+E							
うち高収益作物作付面 積(ha) C							
代表的な高収益 作物名							
うち戦略作物作付面積 ※1 (ha) D							
<u>うちその他の畑作物の</u> 作付面積(ha) E							
畑作物に軸足を置いた汎用化 面積※2(ha) F=G+H+I+]							
うち高収益作物作付面 積(ha) G							
代表的な高収益 作物名							
うち水稲類作付面積(h a) H							
<u>うち戦略作物作付面積</u> (ha) I							
うちその他の畑作物の 作付面積(ha) 」 木田等面積※3 (ha)							
K-E-K-K-K							
<u>うち水稲類作付面積(h</u> <u>a) L</u>							
うち戦略作物作付面積 (ha) M							
<u>うちその他の畑作物の</u> 作付面積(ha) N							
高収益作物作付面積計(ha) 0=C+G							
<u>戦略作物作付面積計(ha)</u> P=D+I+M							
農用地面積に占める 高収益作物作付面積割合(%)							
Q=0/A×100 ※1:「戦略作物」とは、経営所	5.很小空外等效中长面绍	気ののたの(1) 左根げて佐藤	**1.1.5				
※1:「戦略作物」とは、経営が ※2:「畑作物に軸足を置いたが							
	られる農業経営を目指す水田の畑作利用をいう。						
※3:「水田等」とは、高収益作物を導入しない水田をいう。 ※4:他事業から移行する場合は、移行後の作付面積増加割合を評価するため、移行する直近の現況作付面積を入力する。							
注1:産地形成促進事業を活用する場合に記載。							
注2:2年3作等を行う場合にあ	らっては、作付面積・作	物を前年・後年のどちらかり	に記載。				
別紙様式第 11 号~第 13 号 [略]					別紙様式第 11 号~第 13 号	[略]	
WANTED AND IT A NATIONAL FMITT					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	- · · -	

(下線部分は改正部分)

別紙3 (実施計画策定事業に係る運用)

第1 「略]

第2 事業の内容

実施計画策定事業の内容は、次に掲げるものとする。

- 1 水利用調整事業 (別表 5 の事業種類の欄の(1)に掲げる事業をいう。以下同じ。) (1)~(3) 「略]
 - (4) 小水力発電施設の発電用水の確保等に係る調査・調整
- 2 「略]
- 3 施設計画策定事業 (別表 5 の事業種類の欄の(3) に掲げる事業をいう。以下同じ。)
 - (1) 実施計画策定

農業用用排水施設<u>小水力等発電施設</u>、農地等の整備に係る地域の諸条件等について調査等を行い、本整備に必要な実施計画を策定するものとする。

- (2) (3) 「略]
- (4) 小水力等発電施設の導入に向けた検討、調査
- (5) その他、地域の水管理上必要となる調査・計画等
- 4・5 [略]

第3 [略]

第4 採択要件

実施計画策定事業に係る要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。

- 1 水利用調整事業
 - $(1) \sim (4)$ 「略]
- $2 \sim 5$ [略]

第5 計画の作成

実施計画策定事業に係る要綱第7の農村振興局長が別に定める書類とは、次に定めるものとする。

1 事業実施主体は、水利用調整事業のうち第2の1の(1)、(2)及び(4)を実施しようとするときは、水利用調整事業計画及び事業計画概要書をそれぞれ別記様式第3号及び別記様式第4号により作成するものとする。

 $2 \sim 4$ 「略]

第6~第8 「略]

別紙3 (実施計画策定事業に係る運用)

第1 「略]

第2 事業の内容

実施計画策定事業の内容は、次に掲げるものとする。

1 水利用調整事業 (別表 5 の事業種類の欄の(1)に掲げる事業をいう。以下同じ。) (1)~(3) 「略]

(新設)

- 2 「略]
- 3 施設計画策定事業 (別表 5 の事業種類の欄の(3)に掲げる事業をいう。以下同じ。)
- (1) 実施計画策定

農業用用排水施設、農地等の整備に係る地域の諸条件等について調査等を行い、本整備に必要な実施計画を策定するものとする。

(2) • (3) 「略]

(新設)

(4) その他、地域の水管理上必要となる調査・計画等

4 · 5 [略]

第3 [略]

第4 採択要件

実施計画策定事業に係る要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。

1 水利用調整事業のうち第2の1の(1)及び(2)

 $(1) \sim (4)$ [略]

 $2 \sim 5$ [略]

第5 計画の作成

実施計画策定事業に係る要綱第7の農村振興局長が別に定める書類とは、次に定めるものとする。

1 事業実施主体は、水利用調整事業のうち第2の1の(1)及び(2)を実施しようとするときは、水利用調整事業計画及び事業計画概要書をそれぞれ別記様式第3号及び別記様式第4号により作成するものとする。

 $2 \sim 4$ 「略]

第6~第8 「略]

別表 5 [略]
別記様式第1号~第14号 [略]

附則

この通知は、令和4年4月1日から施行する。